たまのの住宅活用奨励金

空き家を どうしよう?



「空き家バンク制度」 に登録!!



県外在住の「認定移住者」 と契約!!



市から奨励金 がもらえる!!



「空き家バンク制度」にご登録いただいた物件が、県外在住の「たまのの認定移住者※」の方に売買又は賃貸借された場合に、物件所有者の方に奨励金を交付します!

交付対象者の要件は以下のとおりです。

- ・空き家の所有権を有し、かつ、当該物件に係る固定資産税の納付義務者であること。
- たまのの認定移住者の3親等以内の親族でないこと。
- 現住所地の市区町村民税に滞納がないこと。
- ・暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

※たまのの認定移住者: 玉野市が認定した本市への移住希望者。

上限5万円

≪奨励金額≫

次に掲げる額を交付します!

- ●売買契約契約金額×1/20
- ●賃貸借契約契約期間の家賃総額×1/5

交付申請書の提出

奨励金の交付を受けようとする場合は、売買契約締結日又は賃貸借契約日から2年以内に必要書類を添付して提出してください。(※必要書類は申請書を参照)



2

申請内容の審査

申請書類の審査や必要に応じて現地調査を行います。



١

交付決定

交付決定通知書を発行します。



3

不交付決定

不交付決定通知書を発行します。



4

3

請求書の提出

交付決定通知書を受け取ったら、速やかに奨励金支払請求書を提出してください。



5

奨励金の交付

上記請求に基づき、指定の金融機関に奨励金を振り込みます。
※1か月を経過しても振り込みが確認できない場合は、ご連絡ください。

【問合せ先】玉野市 総合政策課 移住定住推進室

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1-27-1 TEL:0863-32-5580